

(様式1)

暇教総第163号

令和4年4月21日

文部科学大臣 殿

大阪府四條暇市長 東 修平

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

四條暇市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和3年度～令和4年度（2年間）

(担当)

四條暇市教育部教育総務課

住所：大阪府四條暇市中野本町1番1号

電話：072-877-2121

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

学校建物の耐震工事は終了しているが、非構造部材の耐震化が完了していないため、屋内運動場の照明器具、バスケットゴールの落下防止、窓ガラスの飛散防止など高所に設置されたものの対策工事を行う。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

昨今の記録的猛暑を背景に、経年劣化が進む空調設備が機能不全を起こし、児童生徒の熱中症の事案も発生しているため、忍ヶ丘小学校をはじめとする市内の小・中学校の空調未設置の教室に空調を設置し、経年劣化している既設の空調を更新する。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		6 校
中学校		3 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		園
幼保連携型認定こども園		1 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	9 箇所
	学校武道場	箇所
	社会体育施設	1 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	有	平成30年11月
国土強靱化地域計画 ^{※2}	有	令和3年2月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>本計画の初年度に、目標の達成状況の評価するための指標を検討する。計画期間終了後、指標に基づく評価を実施し、評価結果は市のホームページ等で公表する。</p>
--

